

平成31年4月23日（火）
愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 近藤、辻本
内線 5031・5036
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

<あいちクリオ通信 平成31年4月号 (No. 370) > 改元に関連した消費者トラブルが発生！ ～5月1日の新元号移行に向け要注意～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、天皇陛下の御退位が明らかとなった平成29年度以降、新元号への改元に関連した相談が寄せられています（29年度3件、30年度1件）。

主な手口

- 電話勧誘販売・・・「天皇陛下の退位を記念した本を買わないか」と電話で勧誘する。
- 送りつけ商法・・・注文もしていないのに、皇室に関する記念商品を送りつける。
※ 本、アルバム、写真集、カレンダーのほか、「退位を記念して作成した」と掛け軸や仏像などを勧誘するケースも、全国では報告されています。

アドバイス

- トラブルに巻き込まれないために、断る場合には、「いりません」「購入しません」とはっきり伝えましょう。
- 注文していないものが届いた場合は、代金を支払わず、受け取り拒否をしましょう。
- 契約してしまっても、8日以内であれば、クーリング・オフが可能な場合もありますので、早めに相談しましょう。
- 全国では、銀行等の金融機関の名をかたり「改元に伴い、キャッシュカードの変更が必要になった」などと、手紙を高齢者に送りつけ、キャッシュカードや暗証番号をだまし取る手口も発生しています。
金融機関が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを送るように指示したりすることは一切ありません。絶対に暗証番号を教えたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。
- 契約トラブルに遭ったり、不審や疑問に思った場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。